

多古町地域公共交通計画策定支援業務委託
仕様書

令和5年3月

多古町地域公共交通会議

多古町地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、多古町地域公共交通計画策定支援業務に適用する。

2. 業務概要

多古町の公共交通は、路線バス、空港シャトルバス、デマンドタクシー、高速バス、循環バスが運行されており、町内の移動、町外への移動を支えている。

本業務では、地域の現状や町民の移動のニーズについて調査・分析を行い、まちづくりの変化にも対応しながら、多古町にとって望ましい地域公共交通のすがたを明らかにし、持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、公共交通計画のマスタープランとなる「多古町地域公共交通計画」の策定を支援するものである。

3. 委託箇所

本業務の委託箇所は、多古町全域とする。

4. 業務内容

(1) 計画準備

本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるために下記書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

- ① 業務計画書
- ② 委託業務着手届
- ③ 工程表
- ④ その他、町が必要と認める書類

(2) 地域及び公共交通の現状整理

- ① 地域特性の整理
既存の統計データ等から人口推移、地区別の人口、人口分布(現在と将来)、生活関連施設の立地状況、人の移動状況などを整理する。
- ② 公共交通の現況整理
多古町や交通事業者からの提供データ等をもとに公共交通の運行状況、利用状況、収支状況等を整理する。

③ 上位・関連計画等におけるまちづくりの方向性の整理

総合計画などの上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置づけなどを整理する。

(3)公共交通に関するニーズ調査

① 関係者ヒアリング

多古町の公共交通の方向性を検討するため、庁内関係各課へのヒアリングを行い、まちづくりの現状の取り組み内容、取り組みにおける公共交通の位置づけ、公共交通に求められる役割等を整理する。

また、交通事業者へのヒアリングを行い、事業者から見た公共交通の問題点、課題、再編の方向政策などについて協議する。

② 町民アンケート調査

日常的な交通行動、公共交通の利用状況、サービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方、公共交通の利用者及び公共交通の潜在需要層のニーズを把握し、将来の地域公共交通のすがたやその実現に向けて必要となる施策等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、町民アンケート調査を実施する。

- 1)町民アンケート調査票の設問設定
- 2)町民アンケート調査票の作成、印刷
- 3)発送及び返信用封筒の作成
- 4)町民アンケート調査票の封入
- 5)町民アンケート調査票データの集計及び分析
- 6)町民アンケート調査報告書作成

調査対象は、15歳以上の町民2,000人として、郵送配布・郵送回収(QRコードを活用した回収含む)により実施する。

③ 公共交通利用者アンケート調査

シャトルバス・デマンドタクシーの利用者を対象に、利用状況(乗降バス停、利用目的、利用頻度、乗り継ぎ状況など)や利用ニーズ(求める改善策など)の調査、集計及び分析を実施し、公共交通利用者アンケート調査報告書を作成する。

シャトルバス利用者アンケートは、主要バス停において、シャトルバスを待つ利用者に対して、調査票を配布し、郵送回収(QRコードを活用した回収含む)とする。

デマンドタクシー利用者アンケートは、利用登録者を対象に実施し、郵送配布・郵送回収(QRコードを活用した回収含む)とする。配布票数は200票程度を

想定する。

※上記②町民アンケート、③公共交通利用者アンケートについて、アンケート調査票の発送、返信に係る費用を見込むこと。

(4) 地域公共交通を取り巻く課題整理

地域や公共交通の現況特性、上位関連計画におけるまちづくりの方向性、町民の移動実態・ニーズなどから、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(5) 多古町地域公共交通計画(案)の策定

① 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を上位・関連計画との整合を図りながら設定する。地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

地域公共交通のあり方については、地域公共交通の位置づけを明確にして、町内公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

② 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通の事業内容、実施主体、事業スケジュールなどを検討して定める。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

③ 多古町地域公共交通計画のとりまとめ

①～②を踏まえて、計画(原案)を作成する。また、パブリックコメントでの意見を踏まえて、計画書(案)及び計画書概要版(案)をとりまとめる。

(6) パブリックコメントの実施支援

多古町地域公共交通計画(原案)についてのパブリックコメント実施に係る公表用資料の作成、町民等から寄せられた意見の整理、回答作成支援を行う。

(7) 多古町地域公共交通会議の運営支援

多古町地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会(4回程度開催)を開催する。会議資料作成、会議への出席(説明、提案等)議事録作成などの運営支援を行う。

(8) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時、中間2回、最終納品時の計4回、打合せ協議を行う。

(9) 業務報告書の作成

(2)～(7)までの結果をとりまとめて、業務報告書を作成する。

5. 成果品等

主な納入成果品は次のとおりとする。

(1) 業務報告書 2部

(2) 業務報告書(CD-R等) 1式

(3) 多古町地域公共交通計画(A4版、4色カラー) 200部

(4) 多古町地域公共交通計画 概要版(A3版、4色カラー) 6,000部

(5) 成果品に関する電子記録媒体(CD-R等)

※マイクロソフト・オフィス 2010以上のアプリケーションソフトによる作成とする。

(6) その他、業務項目において作成した根拠資料等

6. 提出期限

多古町地域公共交通計画 令和6年3月27日(水)

7. 提出場所

多古町地域公共交通会議事務局(多古町企画政策課 企画政策係)